**専門委員会規程**

（目的）

第1条　この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第46条の規定に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定める。

（名称・定数及び調査審議事項）

第2条　委員会の名称、定数及び調査審議事項は、別表のとおりとする。

（委員）

第3条　委員は、加盟団体、学識経験者その他理事長が必要と認めた団体から、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2　委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は無報酬とする。

（役員）

第4条　委員会に次の役員を置く。

　委員長　　　　1名

　副委員長　　若干名

2　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

　（委員及び役員の任期）

第5条　委員及び役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　委員及び役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法欠員を補充する。ただし、補欠の委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行う。

（会議）

第6条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

3　委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

4　委員長は、適当と認める者に対して、参考人として委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（事務局）

第7条　委員会の事務を処理するため、専門委員会に事務局を置く。

2　事務局は、理事長の任命するこの法人の職員若干名をもって構成する。

3　事務局の職員は、各委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成などの事務を行う。

（補則）

第8条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）

第9条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

　この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

　　附則

　この規程は、平成28年4月1日から施行する。

　　附則

　この規程は、令和3年3月25日から施行する。

（別表）（第2条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 定数 | 調査審議事項 |
| 総務専門委員会 | 10名以内 | １　スポーツ功績者表彰に関すること。  ２　諸規程に関すること。  ３　広報活動に関すること。  ４　理事長が指定した事項に関すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 定数 | 調査審議事項 |
| 事業推進専門委員会 | 10名以内 | １　スポーツの振興及び普及に関すること。  ２　市民の体力向上に関すること。  ３　選手、指導者、審判員等の育成強化に関すること。  ４　競技団体等の育成強化と連絡調整に関すること。  ５　スポーツ・コンプライアンス強化に関すること  ６　理事長が指定した事項に関すること。 |